

## 高知県宿毛湾港等利用促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県宿毛湾港等利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 この補助金は、宿毛湾港（池島地区）等の利用促進による地域の振興を図るため、市町村及び宿毛湾港振興協会（以下「市町村等」という。）が行う宿毛湾港又は宿毛湾港周辺の港湾（以下「宿毛湾港等」という。）への曳船回航ひきふねに対する助成に対して予算の範囲内で補助する。

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付対象とすることができる補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 市町村等が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該市町村等に通知するものとする。ただし、市町村等が別表第2に掲げるいづれかに該当すると認めるとときを除く。

### (補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分等を変更（中止）しようとするときは、事前に別記第2号様式による変更（中止）申請書を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、軽微な変更（交付決定額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合をいう。）は、この限りでない。
- (2) 市町村等は、補助金に係る経理について収入の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (3) 事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいづれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 市町村等は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前号の条件

を付さなければならないこと。

(6) 間接補助事業者が、県税の滞納がない者であること。

(申請の取下げ)

第7条 市町村等は、第5条の規定により交付の決定通知があった場合に、交付の決定の内容、これに付された条件等に対し不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 市町村等は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第3号様式による概算請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項による概算払の請求があったときは、交付決定額の範囲内で必要かつ適当と認められる額について概算払するものとする。

(実績報告)

第9条 市町村等は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、補助事業実施の翌年度4月30日までに提出するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 知事は、第6条の規定による補助事業の中止の申請があるとき、市町村等が次の各号に掲げるいずれかに該当する行為を行ったとき又は市町村等若しくは間接補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の内容、条件その他の法令又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは当該補助金の返還を命ずるものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は市町村等に関する、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第12条 市町村等は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成24年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき

交付された補助金については、第6条第2号、第9条第2項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月9日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第2号、第9条第2項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第2号、第10条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年3月5日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	補助率
宿毛湾港等に船舶を着岸させる際、宿毛湾港等以外の他港から曳船を回航する必要のある場合において、市町村等が宿毛湾港までの回航に要する費用を助成する場合における回航費用の3分の2以内（官公署用の船舶又は公共工事に係る船舶は対象としない。）ただし、知事が特に認める場合はこの限りではない。（回航に要する費用の上限は、曳船1隻につき50万円とし、入港1回当たり2隻までとする。）	2分の1以内

(注)・補助額については、円未満は切り捨てるものとする。

- ・この要綱において公共工事とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第2条第2項】

別表第2（第5条、第6条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所  
氏 名  
生年月日

補助金交付申請書

高知県宿毛湾港等利用促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、高知県宿毛湾港等利用促進事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助金交付申請額及び算出基礎
- 3 事業計画書
- 4 収支予算

(単位：円)

収 入		支 出	
県 補 助 金		助 成 金	
市 補 助 金			
そ の 他			
計		計	

- 5 補助事業の経費の配分

(単位：円)

補助対象事業	金 額
合 計	

第2号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所  
氏 名

変更（中止）申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定を受けました高知県宿毛湾港等利用促進事業費補助金に係る事業について、下記理由により変更（中止）の必要が生じたので、高知県宿毛湾港等利用促進事業費補助金交付要綱第6条第1号の規定により承認されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止）の理由
- 2 変更（中止）の内容

第3号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所  
氏 名

概算請求書

高知県宿毛湾港等利用促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、高知県宿毛湾港等利用促進事業費補助金（決定通知番号 高知県指令 第 号）を概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

第4号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所  
氏 名

実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定を受けました高知県宿毛湾港等利用促進事業費補助金に係る事業が完了しましたので、高知県宿毛湾港等利用促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

1 事業報告書

2 収支決算

(単位：円)

収 入		支 出	
県 補 助 金		助 成 金	
市 補 助 金			
そ の 他			
計		計	